

平成 29 年 5 月 22 日

詐欺被害相談をかたる悪質事業者に関する注意喚起

平成 28 年 6 月以降、SMS（注 1）やメール等で有料動画サイトの未納料金などの名目で架空請求を受けた消費者に対し、実際には何ら交渉など行わないにもかかわらず、「〇〇さん（消費者）に代わって、これ以上請求をしないように架空請求業者と交渉します。」「1社とはけりがついたが、あなた（消費者）は他にも数か所のサイトを閲覧しています。未納料金の請求を取り消すにはあと〇万円お支払いただく必要があります。」などと言って勧誘し、高額な依頼料を請求する事業者に係る相談が、各地の消費生活センター等に寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、株式会社クラブラ（以下「クラブラ」といいます。）との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者庁は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

（注 1）メールアドレスではなく携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス。

1. 事業者の概要

名 称	株式会社クラブラ
所 在 地	東京都豊島区池袋
資 本 金	300 万円
設 立	2015 年
事 業 概 要	詐欺被害相談サービス 詐欺被害相談・解決のお手伝い 等
U R L	http://kurapura.biz/

（注 2）上記は、クラブラのウェブサイトに記載されていた内容です。

（注 3）同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

2. 勧誘の手口の概要

- ① 消費者の携帯電話に、「有料動画サイトの未納料金が発生しています。本日連絡なき場合、法的手続に移行します。（連絡先電話番号）」などと記載された SMS やメールが送信されます（同様の趣旨の電話が直接掛かってくることもあります。）。
- ② 身に覚えがなく不安になった消費者が、SMS 等に記載された連絡先電話番号等をインターネットで検索すると、「詐欺被害の相談サイト」などと称するウェブサイトが検索上位に表示されます。消費者がそのウェブサイトにアクセスすると、「（SMS 等に記載されていた）電話番号は詐欺の番号です。そのような場合はこちらにお問い合わせください。」などと記載されていたため、消費者は相談してみようと思ひ、その問合せ先に電話を掛けます。

その電話の応答者は消費者に対し、こちらは相談窓口ではないため別の電話番号に

再度電話するよう案内します。

- ③ 消費者が案内された電話番号に電話を掛けると、クラブと名のる者が電話に出て、消費者に「こちらからお客様に代わって、これ以上請求をしないようにサイト事業者と交渉します。今日中に当社に振り込んでいただければ、いつもは10万円いただいているところ、今回は特別に5万4千円で承ります。」などと告げます。消費者はクラブが自分に代わってサイト事業者と交渉してくれて、その結果支払いをせずに済むならと思い、クラブにサイト事業者との交渉を依頼します。また、その際クラブは消費者に対し、実際には消費者に有料動画サイトの未納料金など存在しないにもかかわらず、「調べたところ、あなたには〇万円の未納料金があります。」と告げることもあります。
- ④ 消費者はクラブの指示により、交渉依頼に関する契約書類をコンビニ等のFAXで受取り、署名捺印して返信した上で、クラブ名義の金融機関口座に依頼料を振り込みます。

なお、依頼料の送金方法は口座振込だけでなく、現金書留でクラブの指定する所へ送金するよう指示される事例も多くみられます。

- ⑤ 後日、クラブから消費者に電話があり、「1社とはけりがつきましたが、あなたは他にも数か所のサイトを閲覧しています。このまま放っておくならば有料動画サイトからの請求が50万、100万円と膨れ上がっていくかもしれません。未納料金の請求を取り消すには、あと〇万円こちらにお支払いいただく必要があります。」などと告げて、クラブと新たな契約を締結するよう迫ります。

消費者は、クラブから不安をかき立てるような話をされて更に不安になり、実際には消費者に有料動画サイトの未納料金など存在しないにもかかわらず、クラブに指示されるがまま再度クラブと同様の契約を締結し、前回と同じ方法でクラブの指示する金銭を支払ってしまいます。

なお、消費者の中にはクラブの話の不審に思い、消費生活センター等に相談して、再度クラブと契約することは免れた事例もあります。

3. 当庁が確認した事実

- クラブの事業所は、クラブが消費者に交付した契約書類に記載された2か所と消費者からの入金に利用していたクラブ名義の金融機関口座の届出住所地（同所を本店所在地とするクラブの商業登記あり。）の計3か所ありましたが、そのうち2か所は既に退去しており、残り1か所については表札もなく、クラブの関係者が在住しているのかは全く不明です。また、クラブの代表者とは従前から一切連絡が取れない状況で、クラブの実態は判然としていません。
- 前記のクラブ名義の金融機関口座は、既に当該金融機関により口座凍結の措置が採られていました。
- クラブのウェブサイトに記載されている電話番号や消費者がクラブから連絡先として教えられた電話番号の契約者は、いずれも他社名義又は電話転送サービス等を業とする事業者を複数介しており、実際の使用者が容易に分からないようにしていました。
- クラブのウェブサイトのドメイン取得者は他社名義となっていました。
- クラブは架空請求を受けた消費者に対して、実際には架空請求業者と何ら交渉など行わないにもかかわらず、「〇〇さん（消費者）に代わって、これ以上請求をしないように架空請求業者と交渉します。」などと告げて、クラブに交渉を依頼す

るよう勧誘し、その交渉依頼に関する契約の締結と依頼料の請求をしています。

また、クラブラのウェブサイト上では、「ご相談内容を詳しくお伺いし、弊社専門相談員が、無料相談窓口での解決が困難であると判断した場合には、調査・被害解決のご依頼を承ります。ご依頼の内容としましては、まず相談者様の代わりとなり、架空請求業者に対し一切の請求を行わない、支払わない旨を交渉にて行います。」などと表示されていました。

なお、報酬を得る目的で、代理で交渉等を行うには、弁護士等の資格を必要とし、弁護士等の資格がない者が行くと、その者は処罰の対象となります。(注)

(注) 弁護士法第 72 条「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」

- クラブラは、架空請求を受けた消費者に対して、初めて架空請求業者との交渉依頼を勧誘する際にも、実際には消費者に有料動画サイトの未納料金など存在しないにもかかわらず、「調べたところ、あなたには〇万円の未納料金があります。」などと告げることがあります。
- クラブラは、一度クラブラと契約してお金を支払った消費者に対しては、実際には消費者に有料動画サイトの未納料金など存在しないにもかかわらず、「1社とはけりがつきましたが、あなたは他のサイトにも閲覧履歴があります。このまま放っておくならば、有料動画サイトからの請求金額が 50 万、100 万円と膨れ上がっていくかもしれません。未納料金の請求を取り消すには、あと〇万円こちらにお支払いいただく必要があります。」などと告げて、消費者を困惑させ、更に追加で契約の締結や依頼料の請求をしています。

4. 消費者の皆様へのアドバイス

- 「有料動画サイトの未納料金が発生しており、本日中に連絡がなければ法的手続きに移行します。」などという SMS やメールは典型的な詐欺の手口です。連絡してしまうと、様々な名目で金銭の支払いを要求されるため、SMS やメールに記載されている電話番号には絶対に電話しないようにしましょう。

また、このような SMS やメール等が届き、どうしても心配な場合は、各地の消費生活相談窓口（電話番号：188）や警察（電話番号：#9110）に相談しましょう。

また、インターネット上には「詐欺被害の相談サイト」などと称するウェブサイトがありますが、そのウェブサイトの中には、架空請求等の解決をかたる悪質な事業者が存在しますので十分注意しましょう。

そのような事業者に連絡をして、不安に思った場合についても、すぐに各地の消費生活相談窓口にご相談しましょう。消費生活相談窓口では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

(参考)

- 「悪質な「利用した覚えのない請求」が横行しています」（国民生活センター 平成 14 年 5 月 28 日公表、平成 29 年 5 月 1 日更新）

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/twoshotto.html

- 「アダルトサイトとのトラブル解決」をうたう探偵業者にご注意！（国民生活センター
平成 28 年 12 月 15 日公表）

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20161215_1.pdf

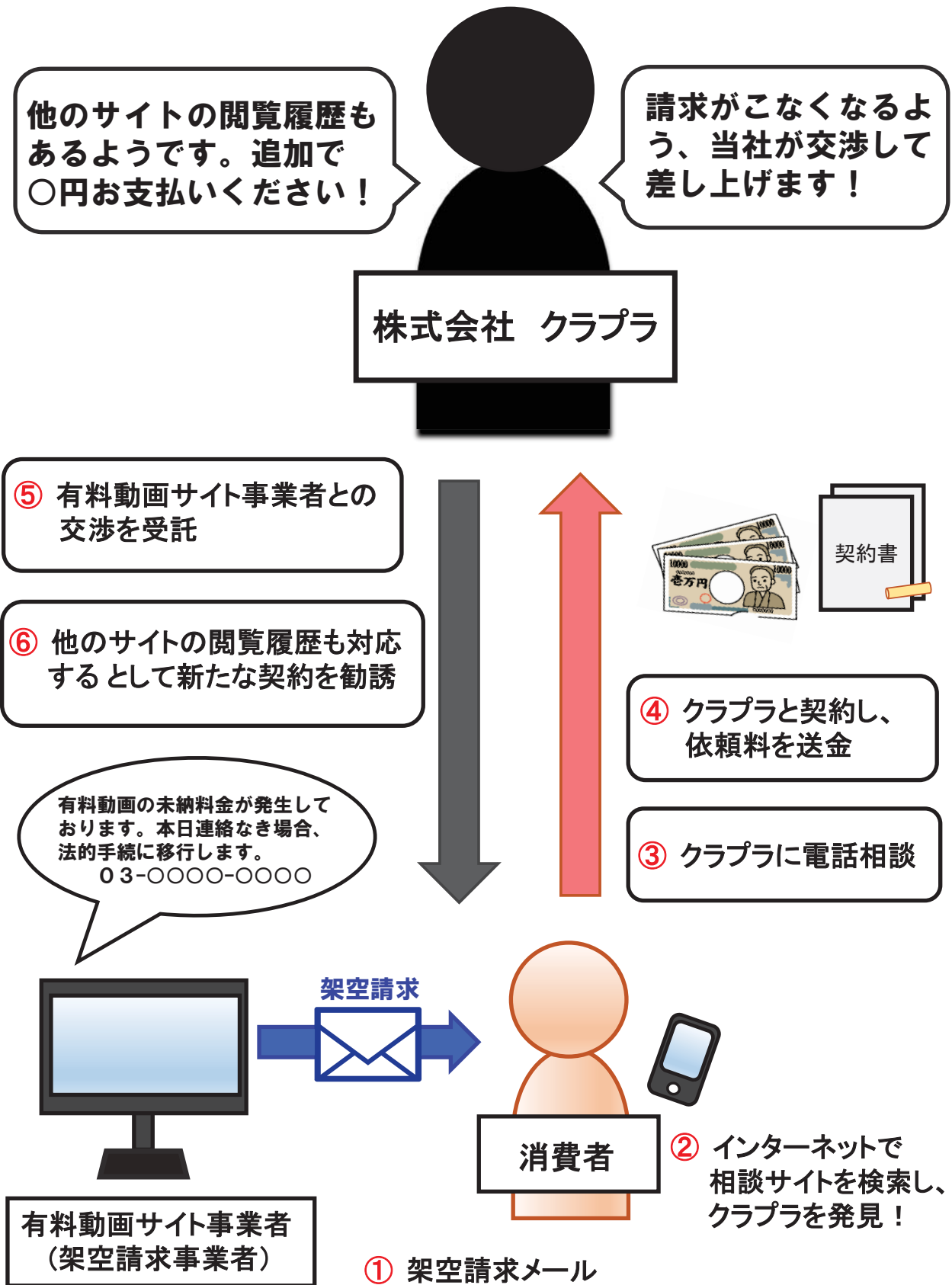
相談窓口の御案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等を御案内します。）
電話番号 **188（いやや！）**
- ◆ 警察相談専用電話
電話番号 **#9110**

※いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先
消費者庁消費者政策課財産被害対策室
TEL : 03(3507)9187

架空請求事業者と交渉するとうたう株式会社クラブ



少しでも「おかしいな」と思ったら、
消費者ホットライン(188)警察(#9110)に相談を！